

岩国市緊急支援融資保証料補給補助金を新設



米国関税の影響により、山口県中小企業制度融資「経営安定資金」（以下の融資制度）を利用する中小・小規模事業者のうち、信用保証料の負担が生じる事業主に対し保証料補給補助金を交付します。（申請締め切り：令和8年3月31日）

1. 融資の対象・要件（令和7年10月1日時点）

補助対象融資名	山口県中小企業制度融資「経営安定資金」		
融資対象者	自らが輸出を行う、もしくは輸出関連企業と直接又は間接的な取引を行っている中小企業者で、 <u>米国の関税措置により最近1か月間の売上高が前年同月比から減少し、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期比5%以上減少することが見込まれるもの</u> ※ 輸出関連企業との取引を行う中小企業者の場合は、当該企業との取引割合が全体の <u>20%以上</u> であること		
資金用途	運転資金・設備資金	融資限度額	8,000万円
融資利率	5年以内 2.0%（責任共有対象外：年1.8%） 5年超 2.1%（責任共有対象外：年1.9%）		
保証料率	<u>すべて保証付き 年0.34%～1.76%</u>		
融資期間	10年以内 ※据置期間2年以内	担保	必要に応じて徴求
取扱期間	当分の間		

※山口県中小企業制度融資については山口県経営金融課(083-933-3188)にお問い合わせください。

2. ご利用手続き

県内に支店のある金融機関にご相談ください。

保証料補助

保証料率	<u>すべて保証付き</u> <u>年0.34%～1.76%</u>
------	---------------------------------------



この部分の保証料を
全額補助します

【融資から補助金申請までの流れ】

手続先	山口県中小企業制度融資
	「経営安定資金」
金融機関	融資の相談



金融機関	融資の申し込み
------	---------



山口県信用保証協会	審査・保証決定
-----------	---------



金融機関	融資実行・信用保証料支払い
------	---------------



岩国市	◎信用保証料補給補助金の申請【申請締切令和8年3月31日】 ⇒補助金交付決定及び補助金支払い
提出書類	① 山口県信用保証協会が保証決定を決定したことがわかる書類の写し ② 当該融資の実行が確認できる書類の写し ③ 県制度融資の経営安定資金の申込の際に提出した経営安定資金対象要件申告書の写し

※法人は本社、本店又は主たる事業所の所在地が市内にあること、個人事業主は住所が市内にあることが要件となります。

※補助金ご活用の手続きは、岩国市商工振興課又は市内に支店のある金融機関にご相談ください。

**保証料補給補助金についての問い合わせ
岩国市商工振興課（☎0827-29-5110）**